

查察委員条例施行条規

(一九九一年六月二十九日)
達令公示第三十二号)

改正

①一九九六・二五達令公示四
②二〇〇五・九・一達令公示一四

(趣旨)

第一条 この達令は、查察委員条例(以下「条例」という。)の施行に必要な事項について定める。

(権能濫用の禁止)

第二条 查察委員(以下「委員」という。)は、条例第一条に規定する責務に限らるべきものであって、いやしくも個人の自由及び権利の干渉にわたる等の権能を濫用することとなつてはならない。

(増員の手続)

第三条 条例第二条第一項ただし書により、委員二人以上を置く場合は、寺院及び教会の数が四十以上の組であつて、組合の議決を経て、宗務総長の認可を受けなければならない。

(職務の連携)

(第七編) 查察委員条例施行条規

第四条 他組の委員が条例第二条第二項により職務を行う場合又は協力を求めたときは、その組の委員は、これを拒むことはできない。

2 委員が他組において職務を行う場合は、当該組の委員が事件に関係がある場合又は、重要な親族関係がある場合を除くほか、その委員と緊密な連絡を保たなければならない。

(辞職の手続)

第五条 委員が辞職しようとするときは、署名押印した文書をもつて教務所長に届け出て、あわせてこれを該当組の組長に通知しなければならない。届出は、教務所長の受理によつてその効力を生ずる。ただし、教務所長は、正当な理由なくして届出の受理を拒むことはできない。

2 教務所長は、前項の届出書を受理したときは、余白に受理の日時を記載し、直ちにその旨を本人に通知するとともに、これを当該組の組長に通知し、補欠選挙を行うことを求めなければならない。

(選挙)

第六条 委員の選挙については、組制施行条規第十一条、第十三条から第十八条まで、第二十条から第二十四条までの規定を適用する。

(投票)

第七条 投票は、所定の投票用紙をもって行い、一人一票とする。

2 投票用紙には、被選挙人一人の氏名を選挙人自ら記載するものとする。

(当選人の決定)

第八条 有効投票の最多数を得た者をもって、当選人とする。

条例第二条第一項ただし書による組においては、最多数を得た者から定める。

2 当選人を定める場合、得票数の同じときは、選挙立会人立会のうえ、選挙管理者がくじで定める。

3 当選人が定まったときは、選挙管理者は、直ちにこれを本人に通告しなければならない。

(当選人の告示)

第九条 教務所長は、条例第六条第一項の報告を受けたときは直ちにその氏名を告示しなければならない。

(当選証書の交付)

第十条 当選証書の交付は、教務所長を経て行う。

2 当選証書は、別記様式による。

(調査及び調査書の提出)

第十一条 組織部長は、必要と認めるときは、その事項につき、委員に調査及び調査書の提出を求めることができる。

2 前項による調査を求めたときは、その実費を支給することができる。

(委員の招集)

第十二条 宗務総長又は審問院長が必要と認めるときは、教区又は教教区若しくは教箇組の委員を招集して会議を開くことができる。

2 宗務総長が、前項による会議を行うときは、事前に審問院長に諮らなければならない。

3 審問院長が、第一項による会議を行うときは、宗務総長に委員の招集を求めらるものとする。

(報告義務)

第十三条 委員は、条例第十条に規定する事項のほか、官庁又は公共団体から褒賞を受けた者のあるときは、これを速やかに教務所長に報告しなければならない。

2 委員は、条例第十二条に規定する事項のほか、寺院、教会相互の間及び寺院、教会と門徒との間に、紛議を生じたとき又はそのおそれのあるときは、これを速やかに教務所長に報告しなければならない。

(委員の非違行為)

第十四条 僧侶は、委員の行為について疑義があるときは、審問院監察室に申告することができる。

2 門徒は、委員の行為について疑義があるときは、当該教務所長に通報することができる。

附 則

この達令は、一九九一年七月一日から施行する。

附 則 (一九九九年六月二五日達令公示第四号)

この達令は、一九九九年七月一日から施行する。

附 則 (二〇〇五年九月一日達令公示第一四号)

この達令は、公示の日から施行する。

| | | | | | | |
|--------|---|---|---|-----------|---|----|
| | | | | 第 | | 号 |
| | | | | 査察委員当選証書 | | |
| | | | | 教区 | | 組 |
| | | | | 寺住職 | | |
| | | | | 教会教会主管者 | | |
| | | | | | 氏 | 名 |
| 上記の者は | 年 | 月 | 日 | 査察委員に当選した | | |
| ことを証する | | | | | | |
| | 年 | 月 | 日 | | | |
| | | | | 宗務総長 | 氏 | 名 |
| | | | | | | 職印 |